

平成 21 年 12 月 4 日  
長崎県公安委員会規則第14号  
最終改正 令和 2 年 3 月 27 日

## 長崎県猟銃安全指導委員運営規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、長崎県猟銃安全指導委員（以下「猟銃安全指導委員」という。）の運営に関し、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）及び猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「猟銃安全指導委員規則」という。）の規定によるほか必要な事項を定めることを目的とする。

### (委嘱)

第 2 条 法第28条の 2 第 1 項の規定に基づき、猟銃安全指導委員を委嘱するときは、委嘱状を交付して行うものとする。

### (解嘱)

第 3 条 法第28条の 2 第 7 項の規定に基づき、猟銃安全指導委員を解嘱するときは、解嘱通知書を交付して行うものとする。

2 前項の書面を交付したときは、受領書を徴するものとする。

### (活動区域)

第 4 条 猟銃安全指導委員規則第 2 条第 1 項の規定に基づく猟銃安全指導委員の活動区域の名称、活動区域を管轄する警察署長及び活動区域は、別表のとおりとする。

### (委任)

第 5 条 この規則に定めるほか、猟銃安全指導委員の運営に関し必要な事項は、警察本部長が定めるものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（令和 2 年長崎県公安委員会規則第 7 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

猟銃安全指導委員活動区域の名称、活動区域を管轄する警察署長及び活動区域

活動区域の名称	活動区域を管轄する警察署長	活動区域
長崎地区	長崎警察署長	長崎警察署管内
大浦地区	大浦警察署長	大浦警察署管内
浦上地区	浦上警察署長	浦上警察署管内
時津地区	時津警察署長	時津警察署管内
西海地区	西海警察署長	西海警察署管内
諫早地区	諫早警察署長	諫早警察署管内
雲仙地区	雲仙警察署長	雲仙警察署管内
島原地区	島原警察署長	島原警察署管内
南島原地区	南島原警察署長	南島原警察署管内
大村地区	大村警察署長	大村警察署管内
川棚地区	川棚警察署長	川棚警察署管内
早岐地区	早岐警察署長	早岐警察署管内
佐世保地区	佐世保警察署長	佐世保警察署管内
相浦地区	相浦警察署長	相浦警察署管内
江迎地区	江迎警察署長	江迎警察署管内
松浦地区	松浦警察署長	松浦警察署管内
平戸地区	平戸警察署長	平戸警察署管内
五島地区	五島警察署長	五島警察署管内
新上五島地区	新上五島警察署長	新上五島警察署管内
壱岐地区	壱岐警察署長	壱岐警察署管内
対馬南地区	対馬南警察署長	対馬南警察署管内
対馬北地区	対馬北警察署長	対馬北警察署管内